

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条
に基づく開示事項)

2026 年 4 月 15 日

株式会社タカラレーベン
MIRARTHホールディングス株式会社

2026年4月15日

吸収分割に係る事後開示書類
(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
株式会社タカラレーベン
代表取締役 秋澤 昭一 ㊞

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
MIRARTHホールディングス株式会社
代表取締役 島田 和一 ㊞

株式会社タカラレーベン（以下「甲」といいます。）及びMIRARTHホールディングス株式会社（以下「乙」といいます。）は、2026年3月9日付で吸収分割契約書を締結し、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社、効力発生日を2026年4月15日として、甲がその営む株式会社レーベンホームビルド及び株式会社レーベンゼストックの管理等の事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2026年4月15日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

甲は、乙の完全子会社であり、乙以外の株主が存在しなかったため、該当する事項はありません。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

甲は、乙の完全子会社であり、乙以外の株主が存在しなかったため、会社法第785条第3項の規定による手続は行っておりません。

ii 新株予約権買取請求（会社法第787条）

甲は、新株予約権を発行しておりませんので、該当する事項はありません。

iii 債権者の異議（会社法第 789 条）

該当する事項はありません。

3. 吸収分割承継株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 796 条の 2 ただし書に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本吸収分割は、会社法 797 条第 1 項ただし書に規定する場合（簡易分割）に該当することから、乙に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 債権者の異議（会社法第 799 条）

乙は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 3 月 13 日付の官報及び電子公告にて、吸収分割をする旨、甲の商号及び住所、甲及び乙の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、公告いたしました。所定の期間内に、同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

乙は、本吸収分割の効力発生日である 2026 年 4 月 15 日をもって、甲から、甲が営む株式会社レーベンホームビルド及び株式会社レーベンゼストックの管理等の事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割の効力発生日である 2026 年 4 月 15 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

(1) 甲は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。

(2) 乙は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分

割を行いました。なお、同法第 796 条第 3 項の規定に基づき本吸収分割に反対する旨を通知した乙の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はいませんでした。

以 上